

住民課国保医療グループ

からのお知らせ

☎ 74-3002

医療費助成受給者証をお持ちの方へ

現在ご使用されている医療費助成受給者証の有効期限は7月末日までとなります。

新しい受給者証を郵送にて交付しますので、旧受給者証は8月以降、破棄してください。また、医療費助成受給者が加入する健康保険が変更した場合、随時手続きが必要です。

こんな時には届出が必要です！！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	印鑑 (本人自署の場合は不要)
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳

問合せ

・室蘭年金事務所 (お客様相談室) ☎ 0143-50-1004
・洞爺湖町住民課住民・戸籍年金グループ ☎ 74-3002



郵送にて交付する受給者証等

- ・重度心身障害者医療費受給者証
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・乳幼児等医療費受給者証
- ・国民健康保険特定疾病療養受療証

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在ご使用されている認定証の有効期限は7月末日までとなります。こちらは郵送での交付を行いませんので、改めて更新手続きが必要です。

国保税及び後期高齢者医療保険料の口座振替について

納め忘れを防ぐためにも、口座振替をおすすめします。預金通帳及び銀行印を持参のうえ、金融機関又は役場の窓口で手続きができます。詳しくは、住民課国保医療グループ(☎74-3002)へ。

選挙人名簿抄本 閲覧状況の公表



平成22年
4月1日から平成23年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本の閲覧状況について、
公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。
平成23年6月2日
洞爺湖町選挙管理委員会委員長 塚本政寛

■ 閲覧年月日

平成22年4月5日

■ 閲覧申出者の名称

真屋 敏春

■ 利用目的の概要

洞爺湖町長選挙に係る選挙運動

■ 動

■ 閲覧に係る選挙人の範囲

旧洞爺地区 1、286件
(洞爺町906 成香201
香川111 大原68)

告 白